

すくすくキッズ保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人武の輪会
所 在 地	伊丹市東野1丁目21-1
電 話 番 号	072-743-9090
代 表 者 氏 名	理事長 武田 敏伸

2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所	
施 設 の 名 称	(本園) すくすくキッズ保育園 (分園) すくすくベビー保育園	
施 設 の 所 在 地	(本園) 伊丹市東野1丁目21-1 (分園) 伊丹市東野3丁目40-3	
連 絡 先	(本園) TEL 072-743-9090 FAX 072-743-9091 (分園) TEL 072-703-8080 FAX 072-703-8081	
管 理 者	園長 中村恭子	
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、 保育を必要とする小学校就学前児童	
利用定員(年齢別)	(本園) すくすくキッズ保育園	(分園) すくすくベビー保育園
	0歳児 3名	0歳児 6名
	1歳児 5名	1歳児 7名
	2歳児 5名	2歳児 7名
	3歳児 12名	
	4歳児 12名	
	5歳児 13名	
開 設 年 月 日	(本園) 平成27年 8月 1日 (分園) 平成31年 4月 1日	
自 己 評 価 の 概 要	職員による保育内容等の自己評価を実施	
第 三 者 評 価 の 概 要	受審なし	
職 員 へ の 研 修 の 実 施 状 況	内部研修年2回、外部研修年26回実施	

### 3 サービスの目的・運営方針

すくすくキッズ保育園およびすくすくベビー保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

### 4 施設・設備等の概要

#### (1) 施設

		本園	分園
敷地	敷地全体	1155.17 m <sup>2</sup>	494.00 m <sup>2</sup>
	園庭	276.96 m <sup>2</sup>	82.5 m <sup>2</sup>
園舎 事務棟	構造	木造平屋建て・鉄骨2階建て	木造鋼板葺平屋建て
	延べ面積	466.43 m <sup>2</sup>	281.00 m <sup>2</sup>

#### (2) 主な設備

本園		分園	
設備	部屋数	設備	部屋数
0歳児室 めばえ組（乳児室兼ほふく室）	1室	0歳児室 めばえ組（乳児室兼ほふく室）	1室
1、2歳児室 （ふたば組、わかば組）	1室	1、2歳児室 （ふたば組、わかば組）	1室
3、4、5歳児室 （つぼみ組、こはな組、みのり組）	1室	/	/
遊戯室	1室	遊戯室兼医務室	1室
調乳室	1室	調乳室	1室
調理室	1室	調理室	1室
事務棟	1棟	事務室	1室
医務室	1室	/	/

## 5 職員の設置状況

職 種	員数	常勤	非常勤	備考
園 長	1	1		
事務局長	1	1		
保育士	27	13	14	
看護師	2	0	2	
事務員	2	2	0	
調理員	5	1	4	(業務委託)

当園では、「法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例(平成24年3月21日兵庫県条例第4号)」及び「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年12月29日厚生労働省令第63号。以下「設備運営基準」という。)」を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

### <各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯(7:00~19:00)
事務局長	正規の勤務時間帯(7:00~19:00)
保育士、看護師	正規の勤務時間帯(7:00~19:00)
調理員	正規の勤務時間帯(7:30~16:00)

※ ローターションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

## 6 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始(12月29日から1月3日)、日曜日及び祝日は休園となります。

また、災害、感染症等の突発的な事象が発生した場合やゴールデンウィーク、お盆、年末年始、新年度準備日で家庭保育にご協力を頂くことがあります。

土曜日保育、延長保育、ゴールデンウィーク、お盆、年末年始、災害発生時等で登園する児童が少なくなった場合、本園・分園どちらかで一箇所合同保育を行うことがあります。

## 7 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします

保育標準時間の認定	保育時間	午前7時から午後6時
	延長保育時間	午後6時から午後7時
保育短時間認定	保育時間	午前8時30分から午後4時30分
	延長保育時間	午前7時から午前8時30分
		午後4時30分から午後6時 午後6時から午後7時

\*延長保育の利用にあたっては、お支払いいただく通常の保育料のほかに、別表1の利用者負担が必要となります。また、閉所時間を過ぎた場合、遅延料金を徴収します。

## 8 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第百十七号）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

### (1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

上記7に記載する時間において、保育を提供します。

### (2) 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。(変更することがあります)

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時25分頃	10時45分頃	15時頃	
1歳児	9時25分頃	11時10分頃	15時頃	
2歳児	9時25分頃	11時20分頃	15時頃	
3歳児		11時30分頃	15時頃	
4歳児		11時45分頃	15時頃	
5歳児		12時00分頃	15時頃	

※ 献立表は毎月配布します。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

### (3) 一時預かり保育

地域の子ども・子育て家庭を対象とする事業として、就労に関係なく保育を提供します。

利用回数：週3回、月12回を限度

利用時間：月～金曜の保育園開園日（9時～16時）

行事等によりお断りする場合があります。

利用料：3,000円（昼食費および管理費500円を含む）

## 9 利用料金

### (1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払い頂きます。

### (2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表2に掲げる費用を負担していただきます。

お支払方法については、別途お知らせします。

## 10 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には市町村長に報告し、その指示を得て保育の提供を終了いたします。

- (1) 利用乳幼児が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) 保護者が、重要事項説明書及び入園のしおりに定めるルールを守れないとき
- (4) 保護者が職員及び他の利用者に対し、暴言、暴行、誹謗中傷、威圧、恫喝等、平穏な教育保育環境を阻害したとき
- (5) その他、入所を継続することが適当でないと市町村長が認めるとき

## 11 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

### (1) 内科、小児科

医療機関の名称	古川医院
医 院 長 名	古川耕也
所 在 地	伊丹市緑ヶ丘6丁目23
電 話 番 号	072-782-0778

### (2) 歯科

医療機関の名称	こんどう歯科
医 院 長 名	近藤和美
所 在 地	伊丹市瑞ヶ丘3-26-1
電 話 番 号	072-778-8999

## 12 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者に提出していただいた家庭カードにのっとって、医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

## 13 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓 口 担 当 者	阪谷 裕子（本園） 堀 美子（分園）
	・ご 利 用 時 間	9：30～16：00
当園	・本園 電話番号	072-743-9090
	F A X	072-743-9091
分園	・分園 電話番号	072-703-8080
	F A X	072-703-8081
担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。		
第三者委員	和久一美	電話番号 072-772-4972
		元花里小、笹原中学校校長、せつよう幼稚園園長

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

#### 14 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・非常用電源 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

#### 15 利用者に対する保険の種類・保険内容・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	独立行政法人日本スポーツ振興センター
保険の内容	災害共済
保険金額	300円

※ 詳しくは、別途配布する「独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度への加入について」を御確認ください。

#### 16 園のしおりについて

別途配布する「園のしおり」に準じて保育園運営を行います。

## 17 提出書類

保育園では、以下の書類の提出をお願いします。

家庭カード	緊急時（体調不良等）の連絡先	1回／年
就労証明書（伊丹市）  （シフト表）	勤務先の変更、追加、就労状態の変更があった場合  シフト制の場合は、シフト表	1回／年  都度
給食申込書	3、4、5 歳児の給食必要数の確認 （土曜日保育申請書を含む）	1回／月
土曜日保育希望申請書	土曜日保育が必要な場合、利用1週間前まで	都度（月単位）
土曜日出勤証明書	勤務状況証明書で土曜日保育必要日が確定できない場合	都度（日単位）
薬の依頼票	与薬の際に、薬と共に提出	都度（日単位）
通園許可証明書	感染症等の疾病の場合、医師による許可が必要	都度（回復後、登園初日に必要）
登園届	インフルエンザ、新型コロナウイルスに感染した場合	都度（回復後、登園初日に必要）
延長保育利用申請書	延長保育を利用する場合	利用前月の末日まで
延長保育停止届	延長保育を停止する場合	停止前月の末日まで

## 18 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

別表

1 延長保育に係る利用者負担

(単位：円)

各月初日の延長保育を受ける児童の属する世帯の階層区分		徴収金額（月額）	
		施設の開所時間以降	施設の開所時間内
階層区分	定義	1 時間	保育短時間
第 1	保護者が生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者又は児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 4 第 1 項の里親である世帯	0	0
第 2	第 1 階層を除き、当該年度分（延長保育を受けた月が 4 月から 8 月までの場合にあっては、前年度分）の市町村民税を課されない世帯	1,000	0
第 3	第 1 階層及び第 2 階層に該当しない世帯	4,000	500

※ 当園は、上記費用の支払を受けた場合は、領収証を交付いたします。

\*時間外における遅延料金

延長保育後（19 時以降）	10 分	¥1,500
月～土曜日（18 時以降）	10 分	¥1,000

## 2 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

品名	対象	金額（税込）
マークシール	0,1,2 歳児（入園時）	¥1,000
カラー帽子	0,1,2,3,4,5 歳児	¥960
お誕生日カード	0,1,2,3,4,5 歳児	¥305
出席シール帳	4,5 歳児	¥390
シール	4,5 歳児	¥270
はさみ	3,4,5 歳児	¥500
クレパス	3,4,5 歳児	¥665
おたより袋	0,1,2,3,4,5 歳児	¥110
ねんど（500g）	3,4,5 歳児	¥245
ねんどケース・ねんど板	3,4,5 歳児	¥580
絵本袋	3,4,5 歳児	¥80
月刊絵本	3,4,5 歳児	毎月 ¥480
ハーフパンツ	3,4,5 歳児 希望者のみ	¥1,590
ピアノカ唄口	5 歳児	¥390
卒園式費用	5 歳児	¥1,500
卒園アルバム	5 歳児（希望者）	実費
コット用シート	希望者	¥2,300/¥1,000
布パンツ	3,4,5 歳児、不足の場合	¥300
ビニール袋	不足の場合、サイズが小さい場合	¥110
ペットボトル（お茶）	希望者	¥100
エプロン	忘れた場合	¥200
手口ふき	定額サービス未加入者	¥250
おしりふき	定額サービス未加入者	¥140
おむつ	定額サービス未加入者	23 円から 35 円（サイズに応じて）
髪ゴム	忘れた場合	¥10
スポーツ振興センター共済	0,1,2,3,4,5 歳児	¥300（要保護児童対象者¥30）
遠足バス代	3,4,5 歳児	¥1,500
マスク代	体調が悪く、準備がない場合	¥50
食材費（主食費＋副食費）	3,4,5 歳児	¥345×登園予定日数（月） 追加の場合 1 食 345 円
食材費（主食費）	3,4,5 歳児（副食費減免世帯）	¥90×登園予定日数（月） 追加の場合 1 食 90 円

\*教材費は消費税 10%の場合。仕入れ価格、税率の変動により徴収金額が変わることがあります。

おむつ等定額サービス（にここ登園へ保護者が加入）

おむつ＋おしりふき 0,1,2 歳児、3 歳児は希望者 月額 2,508 円

手口ふき 0,1,2 歳児 月額 547 円

当園における保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。  
今後、内容に変更がある場合は、掲示等の方法でお知らせします。

保 育 園 名：すくすくキッズ保育園・すくすくベビー保育園  
説 明 者 職 名：園長 中村 恭子

私は、本書面に基ついてすくすくキッズ保育園・すくすくベビー保育園の利用に当たっての重  
要事項の説明を受け、同意しました。

私は、保育園のおたよりやニュース等の広報に、子どもの写真、名前を使用することを

- 認めます
- 認めません

年 月 日

保護者住所：

児 童 氏 名：

保護者氏名：

児童から見た続柄：

印（自筆の場合は、印不要）

## 個人情報使用同意書

貴園への入園に当たり、私及び私の子ども並びにその家族に係る個人情報について、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用することに同意します。

- 小学校への円滑な移行が図れるよう、卒園に当たり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること
- 他の保育所（園）等へ転所する場合その他きょうだい別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと
- 緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと

すくすくキッズ保育園 園長 中村 恭子様

年 月 日

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名：

印（自筆の場合印不要）

児童から見た続柄：